

地域安全情報

No.37

町生活安全課 ☎826・1111
内線2490

管理不全な空き家などに関する情報提供について

市では、「土浦市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、管理不全な空き家などの所有者などに対して、空き家などの適正管理を促しています。

管理不全とは…空き家などが「老朽化や自然災害によって倒壊したり建築材などが飛散したりすること、空き家などの敷地外において人の生命、身体や財産に危害が及ぶおそれのある状態」であることや、「不特定者の侵入により、火災や犯罪が誘発されるおそれのある状態」であることを言います。



空き家などとは…おおよそ1年以上無人の状態にある建物や、建物に付随する工作物(物置、塀、門扉、カーポートなど)並びに3メートル以上の立木を言います。

管理不全な空き家などを見たときは

市内の管理不全な空き家などについて情報を提供していただける場合は、次の事項などについて生活安全課防犯対策係までご連絡ください。

- 空き家などの所在地
- 空き家などの状況(屋根や外壁など、管理不全と思われる状況)
- 空き家などの所有者の氏名、住所、連絡先など(分かる場合)
- 通報者の住所、氏名、連絡先
- 空き家などの所有者に、通報者の個人情報伝えることはありません。

自転車の安全利用のため

自転車は幅広い年代層に利用される身近な交通手段です。ルールとマナーを守り、自転車の安全運転に努めましょう。

- 1 自転車は車道が原則。歩道は例外
- 2 車道は左側を通行する
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行く
- 4 安全ルールを守る(「夜間はライトを点灯する」など)
- 5 子どもはヘルメットを着用する

のりあいタクシー土浦 利用運賃及び年会費の改訂について

これまで、のりあいタクシー土浦は平成19年度発足以来利用運賃を、据え置いて運行していましたが、昨今の燃料費高騰に伴い、運賃および年会費を6月から下のおり改訂させていただきます。ご利用の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願ひします。

◎改訂内容

	改訂前	改訂後
利用料金 (市内のみ運行)	500円 (神立・新治地区⇄荒川沖地区間の遠距離移動は別途500円)	600円 (神立・新治地区⇄荒川沖地区間の遠距離移動は別途600円)
年会費	12,000円	13,000円
年会費の市助成	10,000円	11,000円

- ※年会費における利用者自己負担金(2,000円)に変更はありません。
- ※平成27年6月以降に運転免許証を返納された方は、年会費の全額を1回助成します。
(申請の際免許返納を証明する書類が必要です)

◎のりあいタクシー利用の対象者

- ・ 65歳以上の方
- ・ 65歳以上で運転免許証を返納された方
- ・ 上記の介助者



買い物や通院だけでなく、趣味の外出、お墓参りなどの交通手段にご活用ください。利用にあたっては、まず高齢福祉課で助成券の申請をお願いします。たとえば、お墓参りに行く時などは、予約の際に帰りの便を予約することで、往復の利用も可能です。

町運行・料金に関すること…のりあいタクシー土浦 ☎835-2266
年会費助成に関すること…高齢福祉課 ☎826-1111 内線 2372